和泉丘陵地区外 ＥＣ７街区画地確定（埋標）他測量

特　記　仕　様　書

第１章　総　　則

（適　用）

第１条　本特記仕様書は「和泉丘陵地区外ＥＣ７街区画地確定（埋標）他測量」（以下「本測量」という。）に適用する。

２　本測量を実施するにあたっては、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の定める「測量作業規程及び測量作業共通仕様書（平成 26 年 7 月）」（以下「作業規程等」という。）並びに本特記仕様書に基づき実施する。

（履行場所等）

第２条　本測量の区域は、別紙位置図に示す範囲（所在：大阪府和泉市・和歌山県橋本市）及び以下の業務内容に記載する範囲とする。

（履行期間）

第３条　本測量の履行期間は、契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（交渉等）

第４条　本測量の実施にあたり、官公署・一般関係人等と交渉を要する場合は、監督員に連絡し、その指示に従うものとする。

（貸与品）

第５条　機構は、本測量の履行に必要な図書は期限を定めて貸与する。

２　測量・土質調査業務請負契約書第１５条に規定する引渡し場所は、和泉現地事務所とする。なお、第１項に定める期限内においても、不要となった貸与品については、速やかに返還するものとする。

３　第１項の貸与品は、その使用並びに保管等に充分注意するものとする。

（誤　謬）

第６条　本測量成果品の引渡し後といえども、成果品等に誤謬が発見された場合は、請負者の責任において補正するものとする。

（疑　義）

第７条　本測量の実施にあたって疑義が生じた場合、又は業務上必要な事項で作業規程等及び特記仕様書に定めのないものについては、監督員と協議し、その指示によるものとする。

（再委託）

第８条　契約書第７条に規定する「大部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定、及び成果物の照査をいい、委任又は下請負（以下「下請負等」という。）することはできない。

２　請負者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る）の各業務を下請負等するに当たって発注者の承諾を要さない。

3　請負者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を下請負等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4　請負者は、前項に規定する業務を下請負等する場合、書面により下請負等する者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負等する者に対し下請負等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、下請負等する者が、機構西日本支社の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合、機構西日本支社の指名停止期間中は、下請負等することができない。

（守秘義務）

第9条　本測量の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2　請負者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、機構の承諾を受けた場合は、この限りではない。

第2章　測　　量

（目　的）

第10条　本測量は、和泉丘陵地区外において、宅地の募集販売に向けた画地境界点の杭打ち（埋標）及び既設境界杭の点検（点間距離確認測量等）等を行うことを目的とする。

2　本測量における杭の打設・点検等については、機構の販売業務のスケジュールに応じた作業を実施する必要があるため、測量の作業時期・期間・場所等については、監督員の指示に従い、班編成や測量工程の計画を立てるものとする。

（業務内容）

第11条　本測量の業務内容は以下のとおりとする。

（一）画地確定測量（埋標）

（1）画地点埋標（コンクリート杭：根巻き）・・・２５６点

（二）点間距離確認測量

（1）画地点　　・・・・・・・９０７点

（作業内容）

第12条　本測量の作業内容は、以下のとおりとする。

（一）画地確定測量（埋標）

(1) 計画準備、現地踏査、測設の計算、現地測設、点間距離確認測量、埋標、点検整理

※当該測量の現地測設にあたっては、街区点等の点間距離や構造物出来形等を確認し、監督員に報告したうえで行うこと。

※ＥＣ７街区の画地点埋標（256点）は、平成28年2月15日までに完了すること。

※コンクリート杭等は支給品ではないので、各自で調達すること。

（二）点間距離確認測量

(1) 計画準備、現地踏査、点間距離確認測量、点検整理

※当該測量は、機構所有の残宅地を対象とし、販売に向けた募集手続を開始する土地から、順次境界杭の確認を行うものとし、その確認方法は点間距離確認測量を基本とするが調査（目視、テープ測量等）による確認の場合もある。又本測量履行期間中に募集手続を開始しない土地について当該測量を実施しない場合もある（別途指示）。

なお、本測量では、履行途中において測量作業内容の変更が生じる場合がある。その場合は、機構の積算額に本測量業務の落札率を乗じて得た額を目途として、契約変更を行うものとする。

（注意事項）

第 13 条　本測量の実施における注意事項は、次のとおりとする。

（一）本測量の履行に当たっては、監督員の指示に従って行うほか、協議を密にし、円滑なる業務の進捗に務めること。

（二）現地立ち入りの際は、無用な言動を慎み、地元地権者等との摩擦が生じないように十分注意すること。また、必ず作業前に地元地権者へ挨拶及び説明を行ってから作業に着手すること。

なお、機構所有地以外の土地に立ち入る場合は監督員と協議の上、土地所有者及び占有者の同意を得るものとし同意が得られない場合は、監督員の指示によるものとする。

（三）現地におけるたばこ等の火気取扱は厳禁とする。

（四）本測量の作業においては、立竹木及び工作物等に損害を与えないように十分注意すること。

万一、立竹木及び工作物等に損失を与えた場合は、請負者の責任において処理すること。

（五）測量作業に必要な伐採等については、必要最小限の範囲とし、事前に監督員に報告し、その指示に従うこと。

第３章　成 果 品

（成果品）

第 14 条　本測量の成果品は、作業規程等に基づき次の図書を納入（デジタルデータを含む。）するものとする。

（一）画地確定測量（埋標）の成果品　（一部）

（１）画地点成果表
（２）画地点の設置計算簿
（３）測設図
（４）杭種図
（５）画地点間距離確認測量簿
（６）画地点間のＳＴ計算書
（７）画地点間距離実測図
（８）品質評価表及び精度管理表
（９）埋標写真（埋標作業箇所）
(10) メタデータ
(11) その他の資料（埋標写真データ・ＳＸＦファイル）

（二）点間距離確認測量の成果品　（一部）

（１）境界点間距離確認測量簿
（２）境界点間のＳＴ計算書
（３）境界点間距離実測図
（４）境界点写真
（５）境界点異常報告書（杭の異常や構造物越境等）
（６）境界点整理表（エクセルで写真・点名・種別等の整理）
（７）品質評価表及び精度管理表
（８）メタデータ

（９）その他の資料（ＳＸＦファイル）

（三）打合せ記録簿　（一部）

（四）電子記録媒体ＣＤ－Ｒ　（一部）

２　前項各号の成果品の仕様・規格等については、監督員と協議するものとする。

第４章　そ の 他

（その他）

第 15 条　本業務は業務成績評定対象業務である。請負者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評定項目として使用することがある。

以　上

別紙位置図（和泉丘陵地区）

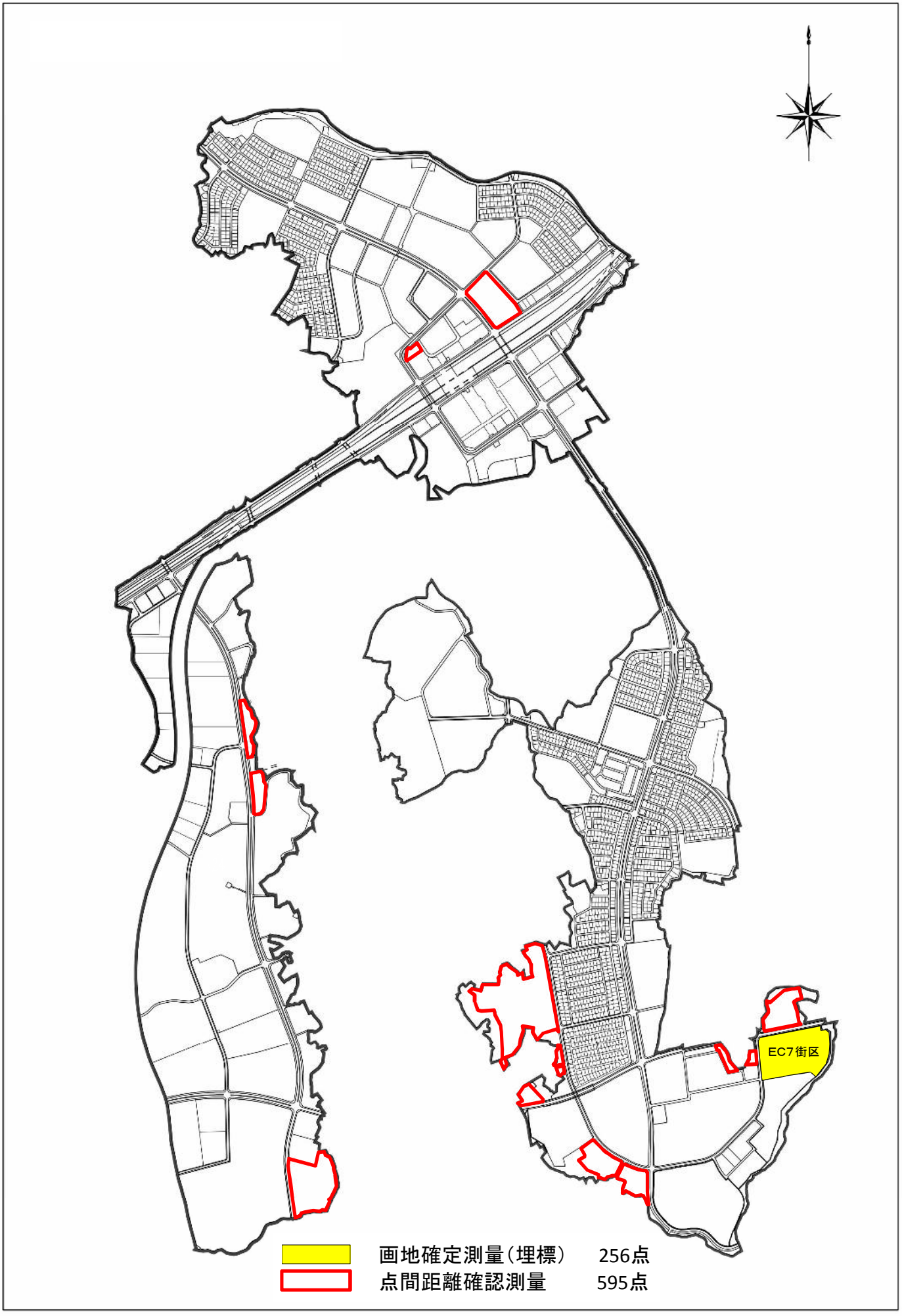
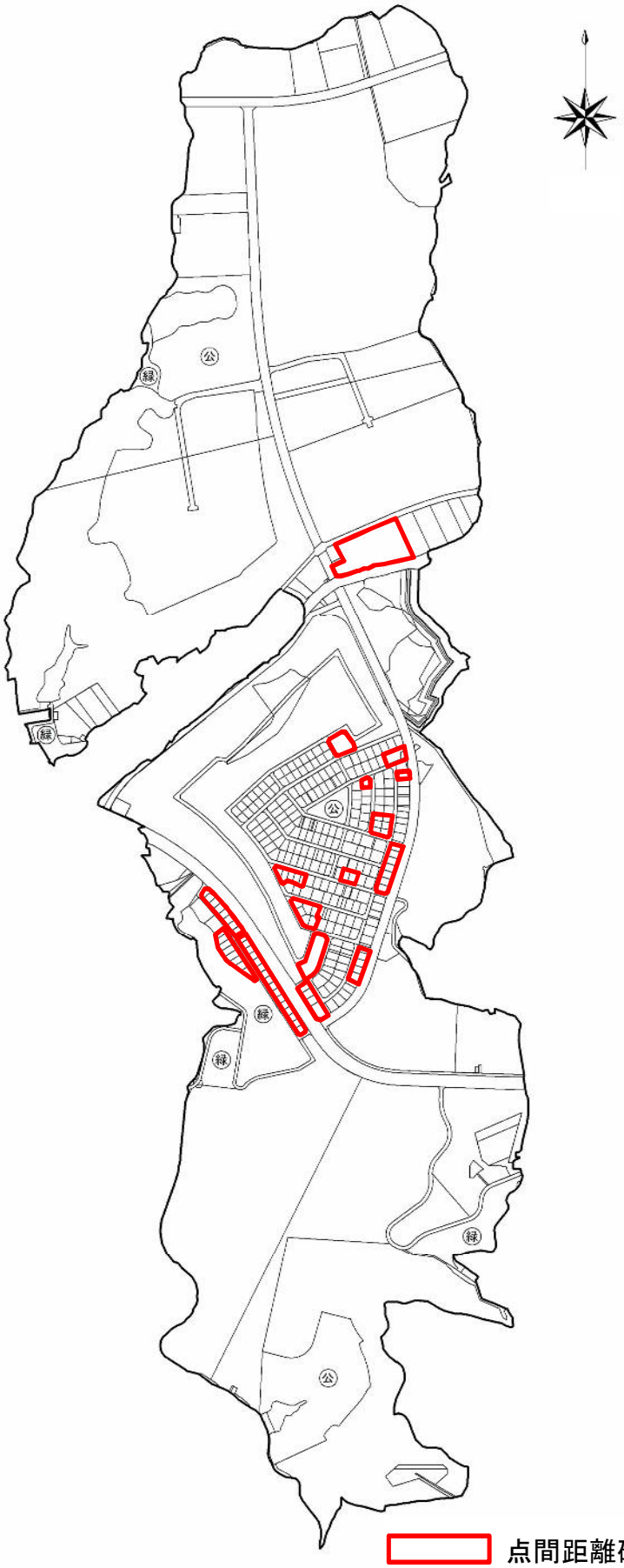
別紙位置図（橋本隅田地区）